

社会福祉法人もみの木福祉会  
役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人もみの木福祉会（以下「当法人」という。）定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員並びに評議員選任・解任委員の外部委員（以下「役員等」という。）の報酬等について定めるものとする。

(役員報酬)

第2条 当法人の役員報酬は、支給しないものとする。

(費用弁償)

第3条 役員等が、理事長の指示又は理事会の委任を受けて法人業務を行う場合は、当法人の旅費規程に基づき費用を弁償する。但し、管理者等の施設職員が役員の場合は支給しない。

(改廃)

第4条 本規程は、評議員会の議決を経て、改廃することができる。

附則

1.この規程は、平成29年4月1日から施行する。